

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人飯能市学童クラブの会（以下「会」）の職員の退職金に関する事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、正職員に適用する。嘱託職員及びパート職員並びにアルバイト職員は適用除外とする。

(退職金の支給事由)

第3条 退職金は、勤続2年を経過した職員が、退職又は解雇となった場合に支給する。

2. 前項の定めにかかわらず、退職又は解雇となった職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、勤続2年を経過していなくても退職金を支給する。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 業務上の事由により退職又は解雇となったとき
 - (3) その他会が必要と認めたとき

(退職金共済契約)

第4条 この規程による退職金の一部を支給するため、会は、職員を被共済者として勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」）と退職金共済契約を締結する。

2. 新たに採用した職員については、採用月に中退共と退職金共済契約を締結する。
3. 掛金の月額は5,000円とする。

(退職金の算定方法)

第5条 退職金は、退職日現在の基本給の50%に、勤続年数を乗じて算出する。ただし、勤続期間が3年に満たない職員は、基本給の30%とする。

2. 退職金の額に10円未満の端数が生じた場合は、10円単位に切り上げる。

(勤続年数の計算)

第6条 前条における勤続期間は、正職員として採用された日から退職日までとする。ただし、休職期間は除外する。

2. 退職又は解雇となった職員に、法人化前の各事業場における勤続期間がある場合は、当該期間を通算する。
3. 勤続期間に1ヵ月に満たない期間がある場合は、1ヵ月に切り上げる。
4. 勤続期間に1年に満たない期間がある場合は、月割とする。

(退職金の支給方法)

第7条 退職金は、やむを得ない事由がある場合を除き、退職日から30日以内に本人（本人が死亡した場合はその遺族）支給する。

2. 退職金のうち、中退共から支給される部分については、会が本人（本人が死亡した場合はその遺族）に交付する退職金共済手帳により、中退共から直接支給を受けるものとする。

(退職金の減額)

第8条 退職又は解雇となった職員が、在職中に就業規則第68条の定めによる懲戒処分を受けた場合は、退職金の不支給又は減額をすることがある。会は、中退共から支給される退職金について、減額を申し出ることがある。

(退職金の支給取消及び返還)

第9条 職員の退職後、当該職員の在職中に懲戒処分を受けるに相当する事由が確認された場合は、会では中退共から支給される部分を除く退職金の支給を取り消し、又は支給した退職金の返還を請求することがある。

(退職金の増額)

第10条 会は、職員が業務上の傷病により退職又は解雇となった場合は、第5条の定めにより算出した額の100%を上限として、退職金を増額することができる。

附 則 この規程は、令和4年1月1日から施行する。